

参考

ボランティアグループとして会則が作られていない団体におかれましては、
会員同士の最低限の決まり事として会則を整備されることをお勧めします。

ボランティアグループ「（団体名）の会」会則（例）

（会の名称）

第1条 この会の名称は、ボランティアグループ「(団体名)」の会」とする。

（目 的）

第2条 この会は、

_____を目的とする。

（会 員）

第3条 本会の目的に賛同し、協力の意思がある豊川市及び近隣の住民とする。

（活動内容）

第4条 本会は次の活動を行うものとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

（役 員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 書記
- (5) 監事

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会 計）

第6条 本会の会計は、会員の会費及び_____により運営する。

2 会費は、年 _____ 円とする。

3 途中加入の会員は、年会費の月割額とする。

（定例会）

第7条 本会の定例会は、原則として_____とし、
_____において開催する。

附 則

この会則は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から施行する。